

【参考資料1】

平成26年度第1回松山市子ども・子育て会議
各部会（参考資料1：素案全体版）より抜粋

松 山 市
子ども・子育て支援事業計画
（素案：全体会検討版）

計画の目次



第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定方法.....	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	6
1 子どもをめぐる状況.....	6
2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み.....	9
3 人口等の見通し.....	11
4 子育てに関する意識の現状.....	14
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 めざす姿.....	19
2 基本理念.....	19
3 基本方針.....	20
第4章 施策の展開	22
1 施策体系.....	22
2 基本方針における基本施策と取り組み・事業.....	23
第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み	43
1 幼児期の教育・保育の充実.....	43
2 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	55
第6章 計画の推進に向けて	64
1 市民及び関係団体等との連携等.....	64
2 計画の進捗状況の管理・評価.....	64
資料.....	65

P65 以降に下記の資料及びデータを追加予定

- ・条例、委員名簿、会議の開催状況
- ・各種データ及び現状の実績値

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策を推進してきました。しかし、出生率の低下という減少は続いており、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新しました。以後、横ばいもしくは微増傾向が続いていますが、平成24年時点では、1.41と依然低い水準で推移しています。このため、子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より必要とされています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、松山市では、平成17年3月に「子どもの視点の尊重」、「すべての子どもと家庭の支援」、「社会全体での子育ての支援」を基本理念とする「前期まつやま子育てゆめプラン」を策定しました。さらに、平成22年には、前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から26年度を計画期間とする「後期まつやま子育てゆめプラン」を策定し、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに努めているところです。

そうした中、平成24年8月、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、公布されました。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することになっています。

本計画は、このような全国的な動向、これまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況、課題を整理し、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、松山市が平成 27 年 4 月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。なお、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、松山市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人ひとりをはじめ各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取り組みを推進するものです。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、松山市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
1 期計画期間									
					(2 期計画期間)				

4 計画の策定方法

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した地域行動計画（以下、後期まつやま子育てゆめプラン）に記載して実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、計画策定の段階から、松山市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。

（１）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育に対するニーズ等を把握するため、就学前児童及び小学校児童（小学校１～４年生）の中から無作為に抽出した世帯を対象に、平成 25 年 11 月 19 日～12 月 13 日の期間、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	5,000 世帯	5,000 世帯
調査方法	郵送配布一郵送回収	
回答数 (有効回答数)	2,901 (2,899)	2,875 (2,869)
回収率	58.0%	57.4%
全体回収率	57.8%	
調査時期	平成 25 年 11 月 19 日～平成 25 年 12 月 13 日	
調査地区	市内全域	

（２）策定体制

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。

なお、事業計画の策定にあたり、庁内では、保健福祉部と教育委員会をはじめとした関係各課との連携を図るとともに、平成 26 年度からは「子ども・子育て担当部長」を配置するなど、推進体制を強化しました。

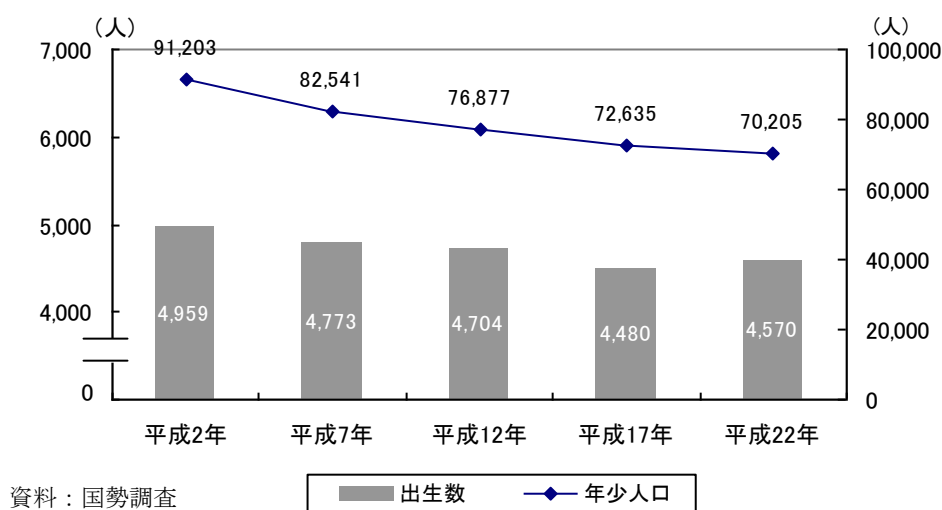
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 子どもをめぐる状況

(1) 出生数

本市の出生数は平成2年には4,959人と5千人近くいましたが、平成22年には4,570人と徐々に減少しています。また、14歳以下の年少人口は平成2年には91,203人と9万人を超えていましたが、平成22年には70,205人とかろうじて7万人を超える水準にまで減少しています。

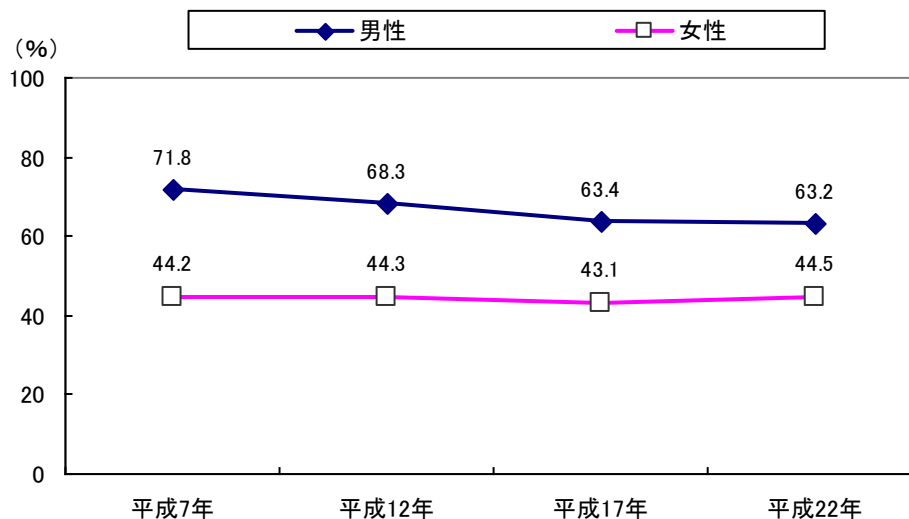
出生数と年少人口の推移



(2) 就業率

就業率は、男性の就業率が平成7年から平成22年にかけて緩やかに下降しているのに対して、女性の就業率は、ほぼ横ばいか微増で推移しています。

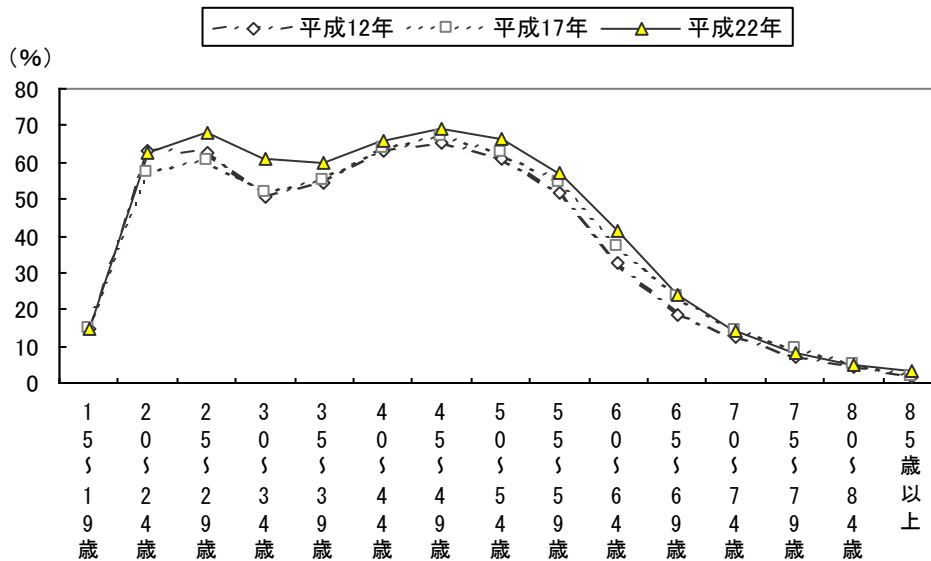
男女別の就業率の推移



また、女性の年齢別就労状況は、25～29歳にピークを迎え、その後結婚や出産、子育て期に就業率は減少し、その後子育てが終わった45～49歳にかけて再び増加するいわゆるM字型曲線を示しています。最も底となる30～34歳をみると、平成12年は50.8%でしたが、平成22年には60.9%と上昇し、M字型の曲線もなだらかになっています。

子育て世代の女性の就業率は、大きく上昇していると言えます。

女性の年齢別就業割合の推移



資料：国勢調査

(3) 就学前児童の状況

松山市の平成25年における就学前児童数は、27,024人です。年齢別に就学前児童の保育所や幼稚園などの利用状況をみると、0歳では1割、1歳から2歳では、3割程度の児童が保育所や認可外保育施設（地域保育所等）を利用しています。3歳から5歳では、幼稚園の利用が多くなります。

平成25年就学前児童の状況

(単位：人)

年齢	児童数	認定こども園	構成比	幼稚園	構成比	保育所	構成比	認可外保育施設	構成比	その他	構成比
0歳	4,352	39	0.9%		0.0%	199	4.6%	68	1.6%	4,046	93.0%
1歳	4,531	125	2.8%		0.0%	897	19.8%	229	5.1%	3,280	72.4%
2歳	4,521	159	3.5%		0.0%	1,008	22.3%	211	4.7%	3,143	69.5%
3歳	4,558	676	14.8%	2,440	53.5%	1,074	23.6%	118	2.6%	250	5.5%
4歳	4,487	684	15.2%	2,484	55.4%	1,103	24.6%	152	1.7%	186	4.1%
5歳	4,575	681	14.9%	2,615	57.2%	1,157	25.3%				
合計	27,024	2,364	8.7%	7,539	27.9%	5,438	20.1%	778	2.9%	10,905	40.4%

今後、平成26年4月1日(幼稚園部分は5月1日)の数値に変更予定

(資料)

幼稚園は、学校基本調査及び学校実態調査〈※市外児童含む〉

保育所は、保育課4月1日入所児童数調べ〈※広域入所児童60人含まず〉

認可外保育施設は、地域保育所状況調べ〈※市外児童含む〉

認定こども園は、幼稚園部分は学校実態調査(幼保連携型・幼稚園型)、保育所部分は保育課4月1日入所児童数調べ(幼保連携型・保育所型)、地域保育所状況調べ(地方裁量型)〈※市外児童含む〉

注) 認定こども園の保育機能部分及び保育所及び認可外保育施設は4月1日現在

認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園は5月1日現在

(4) 待機児童の状況

認可保育所の待機児童数については、平成21年から平成25年にかけては、ほぼ横ばいでしたが、平成26年には、ゼロとなりました。

待機児童数の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
待機児童数	45	37	39	25	40	0

注)各年4月1日現在

2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み

(1) 『後期まつやま子育てゆめプラン』を振り返って

『後期まつやま子育てゆめプラン』の基本方針

- (1) 地域における子育ての支援【地域子育て支援】
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【保健】
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備【生活環境整備】
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進【仕事と家庭の両立支援】
- (6) 子どもの安全の確保【安全対策】
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進【要保護児童対策】
- (8) 経済的な支援の推進【経済支援】

(2) 目標事業量の進捗状況

事業名	指標	実績					26年度	達成度
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標事業量	(%)
通常保育事業(施設整備)	設置箇所数	60	63	64	66	66	67	98.5
	定員	5,675	5,865	6,005	6,175	6,185	6,115	101.1
延長保育事業	実施施設数	55	58	59	61	61	61	100
	定員	1,240	1,270	1,280	1,300	1,085	1,085	100
休日保育事業	実施施設数	10	11	12	15	14	13	107.7
	定員	105	115	125	155	145	135	107.4
夜間保育事業	実施施設数	1	1	1	1	1	2	50
	定員	20	20	20	20	20	40	20
一時預かり事業	実施施設数	29	31	32	33	34	36	94.4
	定員	290	310	320	330	340	360	94.4
特定保育事業	実施施設数	28	30	30	31	32	34	94.1
	定員	140	150	150	155	160	170	94.1
病児・病後児保育事業	実施施設数	2	2	2	2	4	3	133.3
	定員	8	8	8	8	16	12	133.3
ショートステイ事業	実施施設数	6	6	6	6	6	6	100
	実施延べ日数	234	173	258	325	-	250	-
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型)	実施施設数	4	4	4	5	5	6	83.3
地域子育て支援拠点事業 (センター型)	実施施設数	13	13	14	15	15	16	93.8
ファミリー・サポート・セ ンター事業	設置箇所数	1	1	1	1	1	1	100
	育児会員数	1,960	2,147	2,324	2,464	-	2,400	-
放課後児童健全育成事業	実施施設数	45	60	63	64	64	72	88.8
養育支援訪問事業	要支援児童等に対する適切な対応							-
市立保育所の民間委託	委託園数	7	8	8	10	10	16	62.5
乳児保育事業	実施施設数	41	44	45	45	48	47	102.1
児童館等管理運営(整備)事 業	設置箇所数	7	7	7	7	7	8	87.5

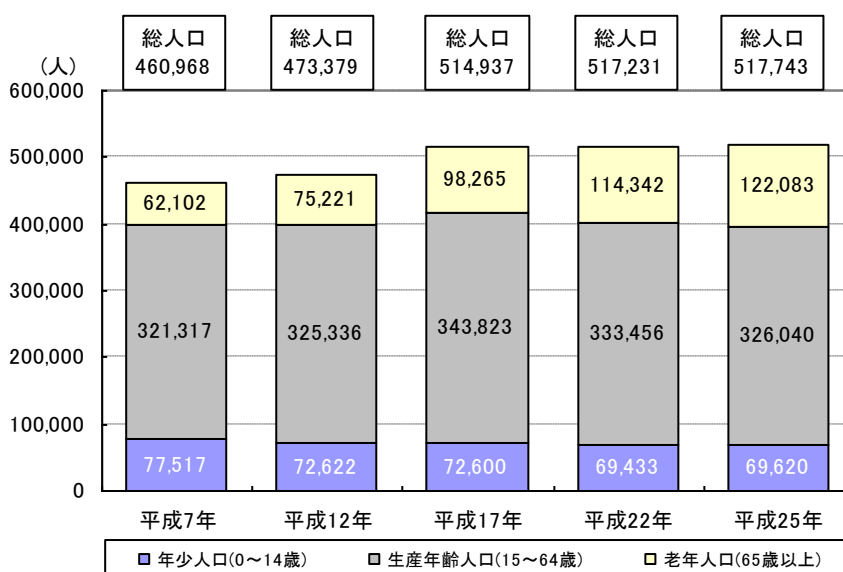
3 人口等の見通し

(1) 人口の推移

松山市の人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在、517,743 人と、平成 7 年以降増加傾向が続いていますが、増加の割合は緩やかになっています。

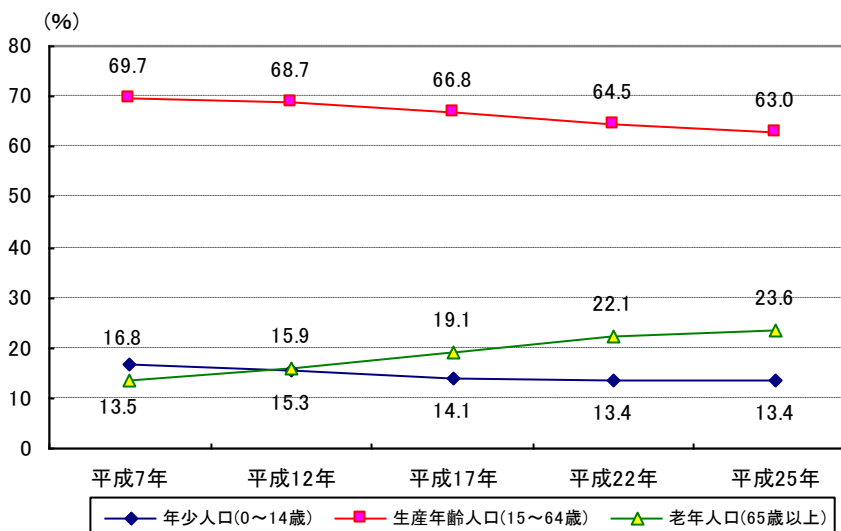
また、年齢 3 区分人口の推移をみると、年少人口は平成 7 年から現在まで減少が続いており、生産年齢人口も平成 12 年以降減少が続いています。一方で老年人口は平成 7 年以降一貫して増加しており、平成 25 年の総人口に占める割合は 23.6% となっています。

年齢 3 区分人口の推移



※平成7年~17年は区分不明人口を含む(平成7年 32人、平成12年 200人、平成17年 249人)
 ※平成17年以降は、合併後人口

年齢 3 区分人口割合の推移

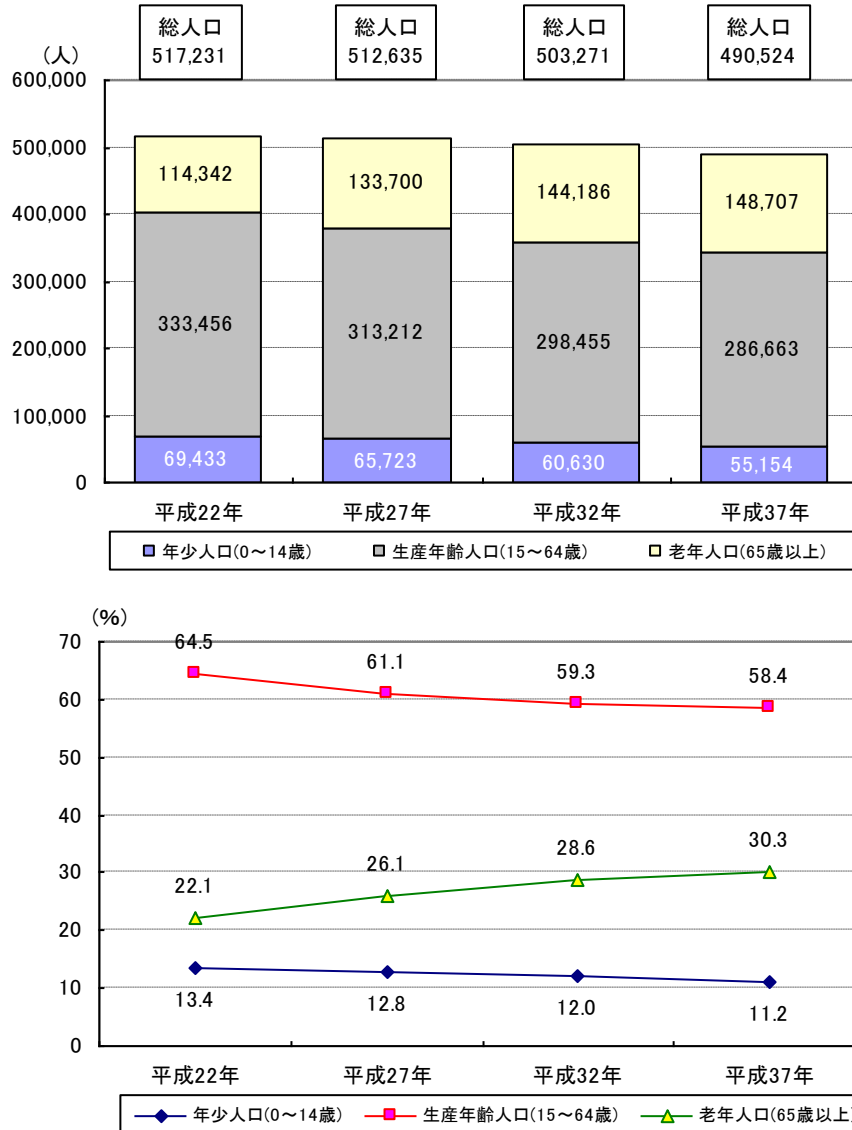


資料:平成7年~22年 国勢調査(各年10月1日現在)
 平成25年 住民基本台帳人口(10月1日現在)

(2) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口をみると、松山市の総人口は今後減少が続き、平成32年には503千人になると推計されています。また、年齢3区分別にみると、年少人口および生産年齢人口は引き続いて減少が続きますが、老年人口は増加が続くと見られ、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計人口と年齢3区分人口（比率）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)」

(3) 推計児童人口

松山市の11歳以下の人口は今後も減少傾向が続き、平成31年には53,592人になると推計されます。なお、11歳以下の人口が減少しますが、総人口の減少も予想されるため、当面、総人口に対する割合は10.6%程度で推移するものとみられます。

推計児童人口（比率）の推移

区 分	平成	推 計				
	25年	27年	28年	29年	30年	31年
児童人口（0～11歳）	54,791	54,272	53,919	53,762	53,817	53,592
（総人口比）	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6
0歳	4,352	4,328	4,316	4,304	4,292	4,280
1歳	4,531	4,420	4,407	4,395	4,383	4,371
2歳	4,521	4,428	4,416	4,404	4,392	4,380
3歳	4,558	4,519	4,420	4,408	4,395	4,383
4歳	4,487	4,521	4,528	4,429	4,417	4,404
5歳	4,575	4,576	4,530	4,536	4,437	4,424
0-5歳	27,024	26,792	26,617	26,476	26,316	26,243
6歳	4,592	4,498	4,578	4,532	4,539	4,439
7歳	4,329	4,580	4,500	4,581	4,535	4,541
8歳	4,569	4,614	4,599	4,519	4,600	4,554
9歳	4,792	4,362	4,629	4,615	4,534	4,616
10歳	4,695	4,601	4,378	4,646	4,632	4,551
11歳	4,790	4,826	4,617	4,393	4,662	4,647
6-11歳	27,767	27,481	27,302	27,286	27,502	27,348

平成17年～平成25年までの住民基本台帳人口を基にしてコーホート法で推計

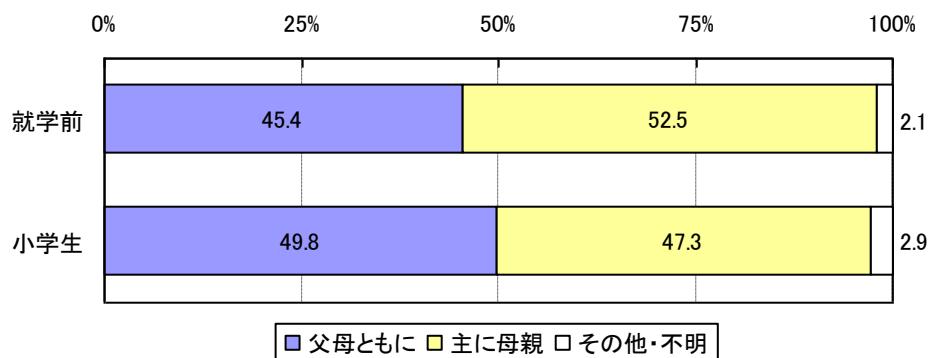
平成25年部分は、今後平成26年(10月1日)の数値に変更予定

4 子育てに関する意識の現状

(1) 子育てに関する意識

「子育てを主に行っている」という意識については、就学前児童、小学生ともに「父母ともに」と「主に母親」が、ほぼ同程度となっています。母親の割合が高く、子育てを母親が担っている様子が伺えます。

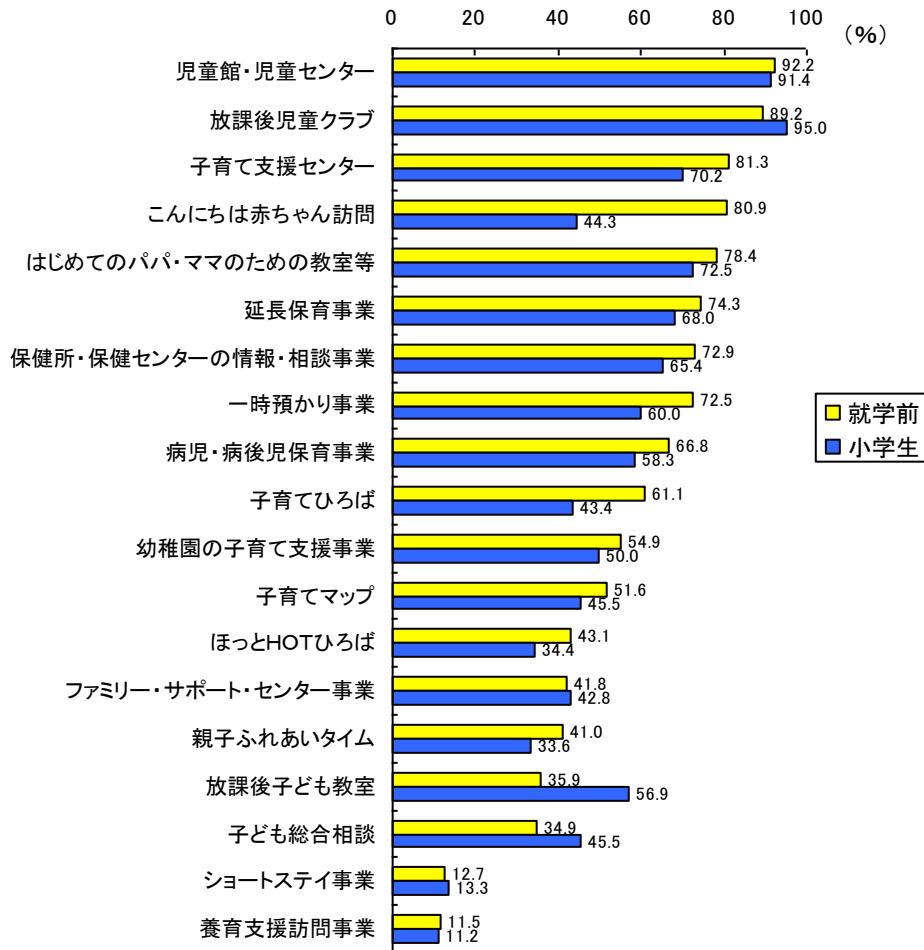
子育ての主な担い手



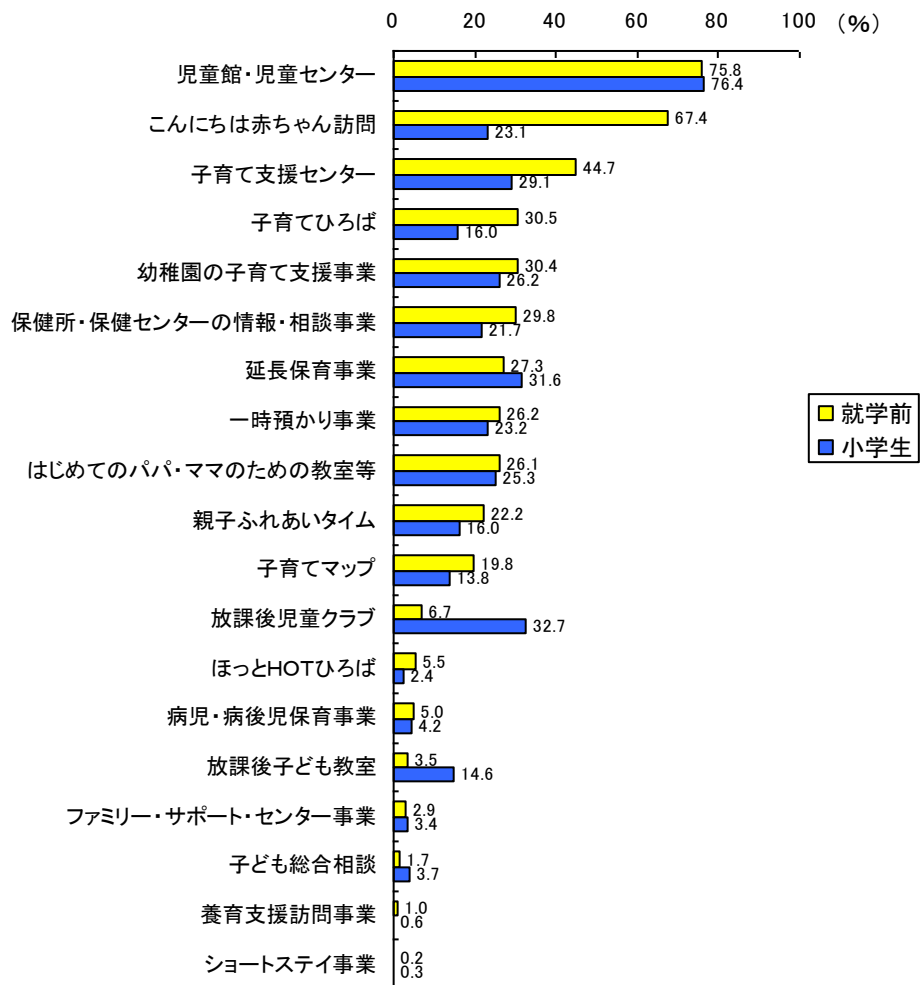
(2) 子育て環境の総合評価

①各種子育てサービスの認知度・利用経験・今後の利用希望

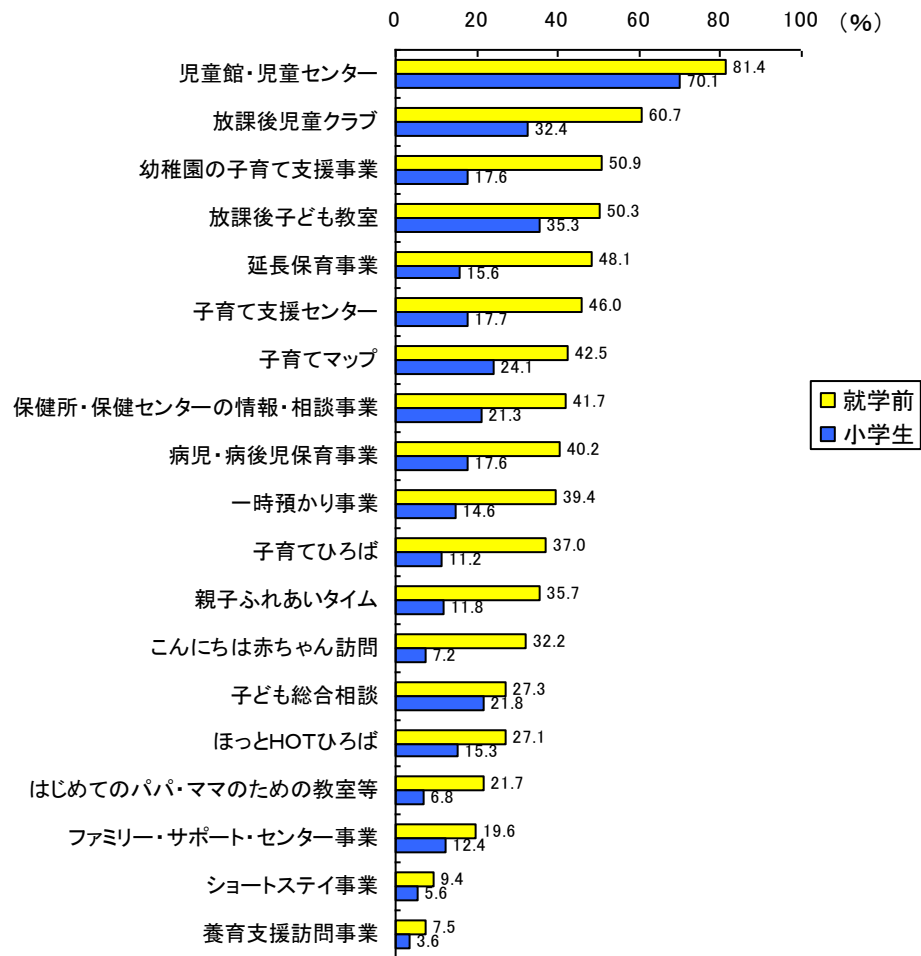
各種子育てサービスの認知度



各種子育てサービスの利用実績

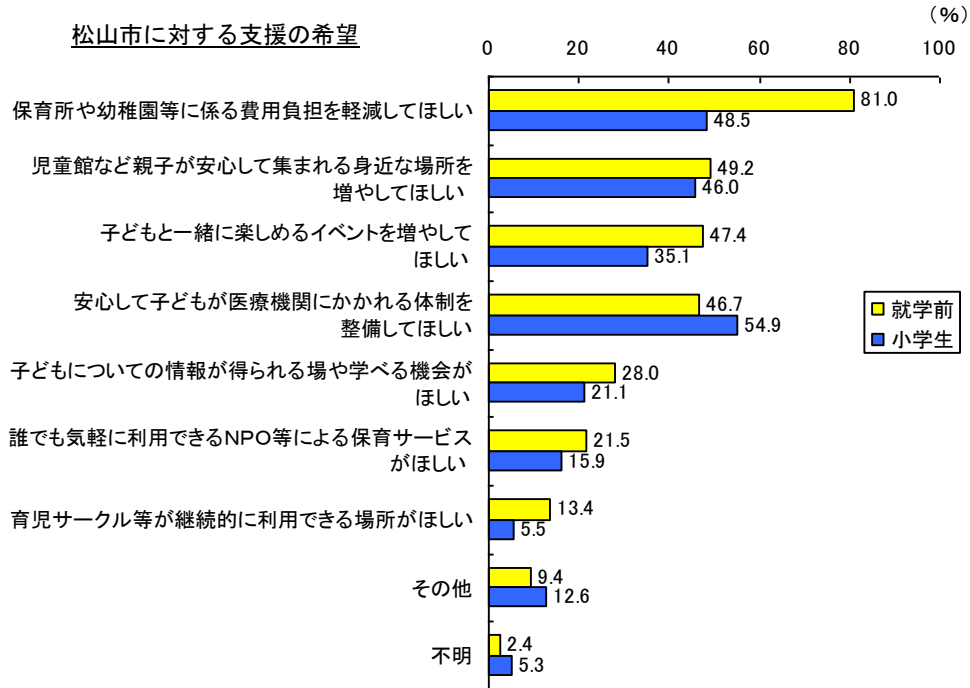


各種子育てサービスの利用希望

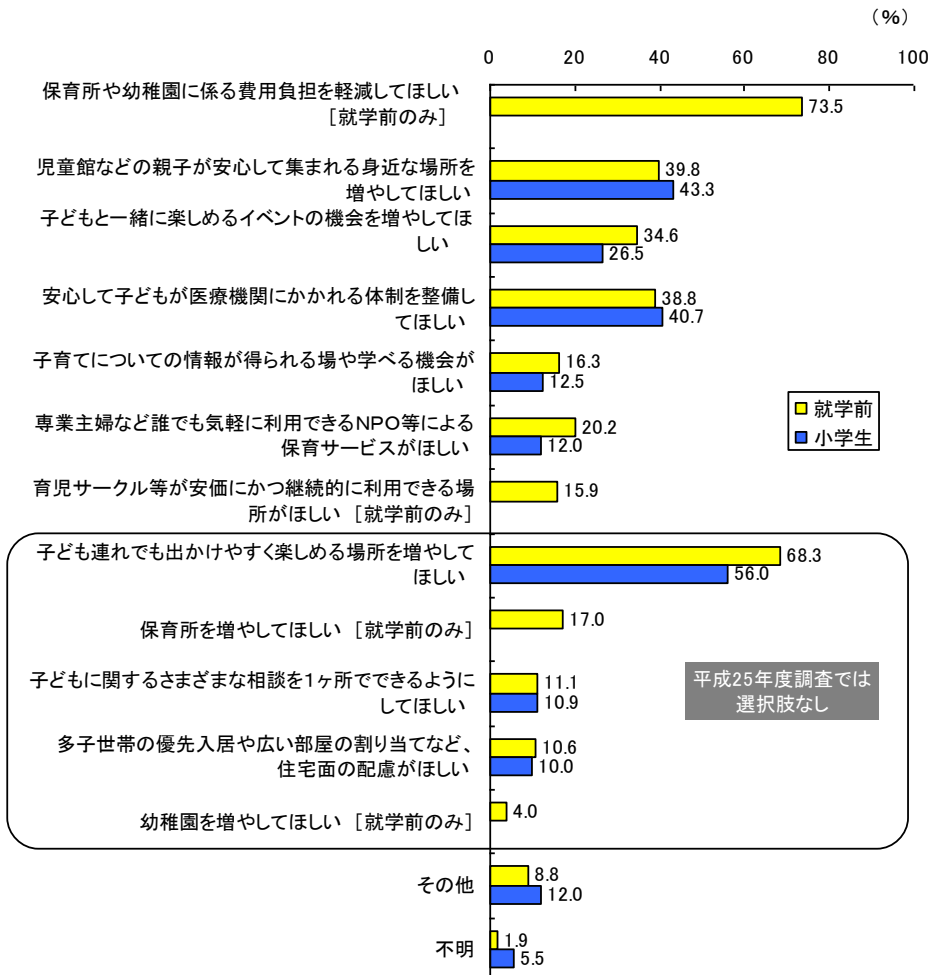


(2) 松山市に対する支援の希望

⇒ 平成 20 年調査との経年比較にて掲載



松山市に対する支援の希望（平成 20 年調査）



第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域連帯の希薄化などにより、家庭や地域において子どもを養育する機能の低下が懸念されています。また、少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少しています。こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。

更に、家庭や地域社会における子育ての孤立化、価値観の多様化が進み、個人の生き方も複雑化しており、子育てに意義を感じ、子どもを生み育てたいと思う気持ちをだれもが率直に持つことは難しくなってきました。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

1 子どもの視点を尊重します

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2 すべての子どもと子育て家庭を支援します

子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、これまでの子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭で子どもを見ている親を含めた全ての子育て家庭への支援を行います。

3 社会全体で子育てを支援します

「後期まつやま子育てゆめプラン」を継承し、子育てに関わる全ての人がある喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

3 基本方針

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の9つの基本方針を設定し、それらを9つの柱として総合的に施策を推進します。

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展等に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育や家庭的保育など、さまざまな保育事業も拡充し、質を確保した上で、子どもの受け皿の整備を図ります。

(2) 地域における子育ての支援

従来の認定こども園、幼稚園、保育所等の施設のみならず、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、放課後児童クラブなど、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。

また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、“生きる喜びが実感できる人づくり”のため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会の提供に努めます。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安

全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

(6) 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

(7) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

(8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無に関わらず、共に成長できるような配慮が必要です。

これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

(9) 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多分野にわたっており、子育てに関する経済支援は、ニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭など、より経済支援を必要としています。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

第6章 計画の推進に向けて

1 市民及び関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、松山市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成31年度）までとします。